

大田市病院事業の企業職員のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月8日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第42号

大田市病院事業の企業職員のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

大田市病院事業の企業職員のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（平成26年大田市規則第13号の7）の一部を次のように改正する。

本則中「院長」の次に「、参与」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大田市病院事業の企業職員のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の規定は、令和6年10月1日から適用する。